

平成31年1月25日

# まちづくり委員会資料

多摩川緑地内野球場の利便性向上に向けた取組及び川崎市都市公園条例施行規則の一部改正に伴うパブリックコメントの実施について

建設緑政局

# 多摩川緑地内野球場の利便性向上に向けた取組について

## 1 これまでの経緯

### (1) 平成29年1月27日 請願審査（まちづくり委員会）

請願第29号「川崎市公共施設である軟式野球場を安全に利用できる施設改善及び利用向上に関する請願」の審査 ⇒ （審査結果）趣旨採択

委員会の審査結果を受け、多摩川緑地内の駐車場の利便性向上を図る。

- ・ 瀬田駐車場の駐車台数を60台増設（平成29年4月）
- ・ 駐車場の利用開始時間を午前6時から午前5時30分に変更（平成29年4月）

### (2) 平成30年4月26日 請願審査（まちづくり委員会）

請願第39号「川崎市公共施設利用予約システムの利用者登録における証明書類の改善と施設利用向上に関する請願」の審査 ⇒ （審査結果）採択

#### 【請願要旨】

- ・ ふれあいネット利用者登録の際に提示する在勤証明に関すること。
- ・ 多摩川緑地内施設と駐車場の予約に関すること。
- ・ 有料施設の使用料返還期日の見直しに関すること。
- ・ 宮前区における一般利用の軟式野球場の新設に関すること。

委員会の審査結果と意見を受け

- ・ 有料施設の使用料返還期日を変更するため都市公園条例施行規則の改正を検討
- ・ 多摩川緑地内野球場の利用実態の調査を実施

## 2 多摩川緑地内野球場の利用実態調査

### (1) 調査内容

#### ア 調査の目的

多摩川緑地内野球場の利用実態を調査し、課題の把握と対策を図ること。

#### イ 調査期間

平成30年5月20日から8月26日まで  
主に土曜日、日曜日に実施

#### ウ 調査対象施設

（中原区）上丸子天神町第1、第2、第3、第4球場  
（高津区）北見方第1、第2球場、二子第1、第2球場

#### エ 主な調査方法と内容

##### ●調査方法

職員による現地確認及び利用者への聞き取り

##### ●調査内容

- ・ 施設の予約状況及び利用状況
- ・ 多摩川緑地の駐車場の利用実態
- ・ その他、施設管理上必要な事項

### (2) 調査結果

#### ア 予約及び利用状況について

（調査結果）

- ・ 抽選当選者が予約後取消を行い、特定のチームや個人がそのコマを集中して予約している。
- ・ 予約しているにもかかわらず、未利用の状況が多く見られる。
- ・ 予約者が不在、または予約者以外が使用している状況が見られる。

調査したコマ数	予約状況			予約しているが未利用	予約者不在 予約者以外が使用			
	予約コマ数		うち抽選当選者と予約者が異なるコマ数					
95	95		87	22	40			
うち予約数の多い者	チームA	27	28%	27	13	48%	9	64%
	個人B	19	20%	19	0	0%	10	53%
	個人C	6	6%	6	2	33%	4	100%
	個人D	6	6%	6	5	83%	0	0%

※コマ=1申込あたりの時間単位のこと。1申込あたり2時間が基本

#### イ 硬式球の使用について

（調査結果）

特定の球場で、硬式球使用及び不法占用を確認した。

調査したコマ数	硬球使用コマ数	野球場（コマ数）	
95	12		
内訳	個人B	10	北見方第1（4）、第2球場（6）
	個人E	2	北見方第1球場（2）

#### ウ 駐車場の利用実態について

（調査結果）

聞き取りでは、利用者から駐車場待ちの声は聞かれなかった。

調査したコマ数	回答を得られたコマ数	うち駐車場利用 （利用台数248台）	調査結果	
			待たずに駐車出来た	駐車するのに待った
95	74	44	44	0

## 3 調査結果に伴う課題と対応状況等

(1) 抽選当選者が予約後取消を行い、特定のチームや個人がそのコマを集中して予約している状況が見られるため、予約方法の改善に向け、引き続き関係団体との意見交換等を行いながら、抽選方法等の検討を進める。

(2) 予約しているにもかかわらず、未利用の状況が多く見られることから、出来る限り早めの予約取消しを促すため、現地での案内文の配布やホームページでの周知を図る。

(3) 予約者が不在、または予約者以外が使用している場合、権利の譲渡等の禁止（都市公園条例第19条）に該当するため、調査の際に当該行為が多く確認された予約者に対して適正利用を指導する文書の送付を行った。  
今後については、ホームページやふれあいネットのお知らせ、現地指導等を通じて周知を図る。

(4) 硬式球使用については、使用を確認した予約者に対し適正利用を指導する文書の送付を行った。  
今後についても、現場で指導を行うなど、引き続き対応していく。

(5) 駐車場の利用については、混雑渋滞等は確認できなかったが、引き続き状況を把握していく。

# 川崎市都市公園条例施行規則の一部改正について

## 1 現状と課題

(現状)

公園内有料施設の使用料の返還については、川崎市都市公園条例施行規則において、利用予定日の3日前までに承認の取消しを行った場合と規定している。

規則第15条第1項第3号（使用料等の返還）

条例第20条第1項ただし書の規定による市長の認める理由は、次のとおりとする。  
 (中略) (3) 承認を受けた者が、利用予定日の3日前までに承認の取消しを申し出たとき。

(課題)

承認取消し（予約取消し）のコマ（※）を他の人が予約しようとしても、予約取消し後から利用予定日までにメンバー間で日程調整等を行う時間がない。

※コマ=1申込あたりの時間単位のこと。1申込あたり2時間が基本

多くの市民等に施設を利用してもらうため、使用料返還期日を見直す検討が必要

## 3 改正案の概要

(1) 改正の目的

未利用率が特に高い野球場を対象に、施設がより多くの市民等に利用可能となるよう、使用料返還期日を変更する。

(2) 改正の内容

- ・チームのメンバーを集めるには5日程度必要と考えられる。
- ・利用日当日までに休日である土曜日、日曜日を含めることで、予約取消し待ちの利用者がメンバーの調整を余裕をもって行えることが想定される。

○ 野球場を対象として、使用料返還期日について、利用予定日の3日前までを利用予定日の7日前までに変更する。

- 平成31年6月1日から施行する。
  - ・平成31年6月1日以降に実施する7月1日以降の使用分の抽選に申込み、当選した方
  - ・平成31年6月1日以降に随時予約した方

利用日の7日前までに予約取消しをすれば使用料はかからない。

## 2 有料施設の予約取消し等の状況

(1) 抽選予約の取消しの件数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	抽選申込があったコマ数 (A)	利用者都合で取り消され、利用されなかったコマ数 (B)	未利用率 (B/A) × 100
野球場	6,692件	800件	12%
サッカー場	2,574件	193件	7%
テニスコート	26,141件	1,118件	4%

野球場は他の運動施設に比べて未利用率が高い。

(2) 予約取消し日別の内訳（利用者都合で取り消され、利用されなかったコマ数の内訳）

	利用日3日前	利用日4日前	利用日5日前	利用日6日前	利用日7日前	利用日8日前	利用日9日前	利用日10日以上
野球場	563件	45件	33件	31件	19件	16件	21件	72件
サッカー場	52件	31件	21件	9件	14件	4件	14件	48件
テニスコート	369件	193件	108件	73件	62件	49件	28件	236件

- ・各施設とも利用日3日～5日前に多くの取消し手続きが行われている。
- ・特に野球場は、利用日3日前の取消し件数が多く、未利用率の大きい原因となっている。

(3) 直前の予約申込件数の推移

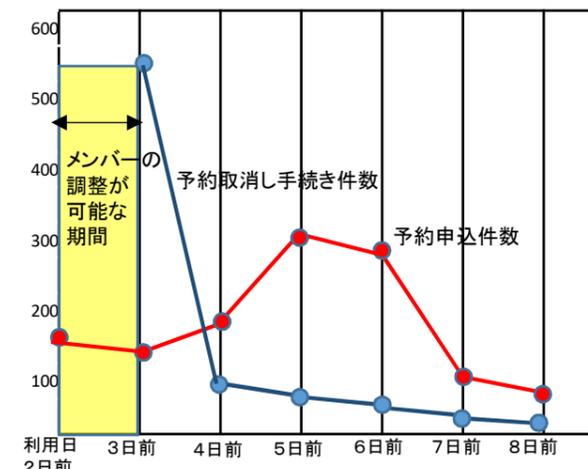
	利用日当日	利用日1日前	利用日2日前	利用日3日前	利用日4日前	利用日5日前	利用日6日前	利用日7日前	利用日8日前
野球場	0件	0件	160件	149件	180件	320件	295件	118件	53件
サッカー場	20件	20件	17件	72件	72件	76件	43件	22件	18件
テニスコート	292件	500件	624件	1,327件	574件	414件	273件	338件	163件

- ・随時予約の申込み時期については、野球場とサッカー場は利用日の5日前に、テニスコートは利用日の3日前に集中して行われている傾向がみられる。
- ・チームスポーツの場合、チームのメンバーを集めるには5日程度必要と考えられる。

【現状】

使用料返還期日：利用日の3日前  
 取消し手続きの最多日：利用日の3日前（563件）  
 予約申込みの最多日：利用日の5日前（320件）

【現状】 予約の取消し時期と予約申込時期 (単位:コマ)

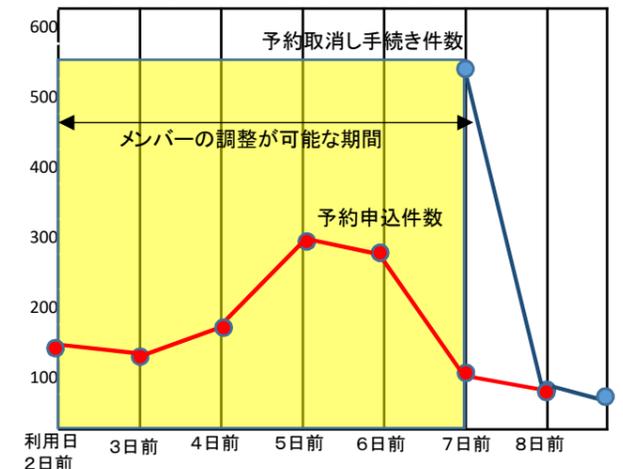


予約申込件数の最多日を過ぎて、利用日直前に多くの予約の取消しが発生している。(未利用コマの発生原因と考えられる。)

【変更後】

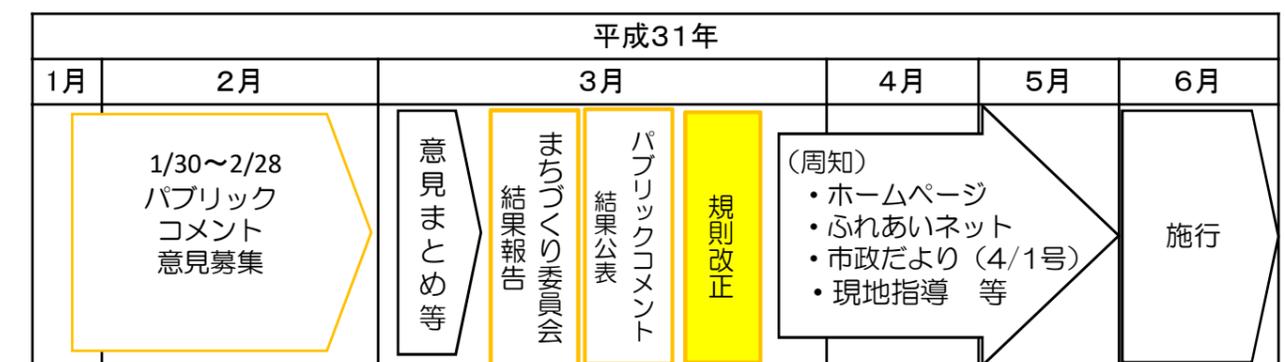
使用料返還期日：利用日の7日前  
 取消し手続きの最多日：利用日の7日前（想定）  
 予約申込みの最多日：利用日の5日前

【変更後】 予約の取消し時期と予約申込時期 (単位:コマ)



予約申込件数の最多日の前に予約の取消しが行われることで、未利用コマの発生を抑える効果が見込まれる。

## 4 今後のスケジュール



# 「川崎市都市公園条例施行規則の一部改正」について

## 御意見をお寄せください

川崎市の公園内有料施設は、使用日の3日前までに予約をキャンセルすれば使用料は発生しないこととなっています。そのため、施設使用の予約キャンセルが使用日の3～5日前に集中しています。

このため、特に野球場については、予約のキャンセル待ちの方が予約しようとしても、使用日までチーム等の調整が図りづらく、未利用の原因の一つとなっています。

こうした状況の改善に向け、野球場の使用料返還期限について、「川崎市都市公園条例施行規則」の一部改正を行います。

つきましては、市民の皆様からの御意見を募集します。

### 1 意見募集の期間

平成31年1月30日（水）～平成31年2月28日（木）

※郵送の場合は、2月28日（木）の消印まで有効です。

### 2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

#### (1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

#### (2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）3973

（川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課）

#### (3) 郵送又は持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-2-1 川崎駅前タワー・リパークビル17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

#### 《注意事項》

- ・ 御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

### 3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、各区役所道路公園センター、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、建設緑政局緑政部多摩川施策推進課（川崎駅前タワー・リパークビル20階）、同みどりの企画管理課（同ビル17階）、川崎市ホームページ

### 4 問合せ先

川崎市川崎区駅前本町1-2-1 川崎駅前タワー・リパークビル17階

川崎市建設緑政局緑政部みどりの企画管理課

電話：044（200）2394 FAX番号：044（200）3973

E-mail: 53mikika@city.kawasaki.jp